

電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画について

平成21年5月26日の産業構造審議会製品安全小委員会において、事故情報の原因分析等を踏まえながら、基準の統合化、対象品目等の整理合理化を図っていくため、「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、本検討会において、電気用品安全法技術基準体系等に係る課題について検討を行っていくための実施計画が取りまとめられましたので概要をご紹介します。

1. 品目の一部ネガティブリスト化

現在の電気用品安全法における電気用品の指定方法では、近年の電気製品の多様化に対応できなくなってきた。こうした状況に対処するための打開策として、電気用品の指定方法のうち、一般消費者が使用する電気製品に対しては、ネガティブリスト化することが有効であるとの結論を得た。

		現行	将来的な方向性	
部品類	対象	特定電気用品以外の電気用品 (PS)E (品目を指定)	対象	特定電気用品以外の電気用品 (PS)E (品目を指定)
		特定電気用品<PS>E (品目を指定)		特定電気用品<PS>E (品目を指定)
電気製品	非対象	除外品目(他法令で規制されるものや一般消費者の生活の用に供されないものなど)	非対象	除外品目 (除外基準の明確化に関する検討が必要)
		情報・通信機器や定格消費電力範囲の上限を超えた機器など		特定電気用品以外の電気用品 (PS)E (ネガティブリスト方式による指定方法の検討が必要)
	対象	特定電気用品以外の電気用品 (PS)E (品目を指定)	対象	特定電気用品<PS>E (品目を指定)
		特定電気用品<PS>E (品目を指定)		特定電気用品<PS>E (品目を指定)

2. 技術基準の性能規定化

ネガティブリスト化を行うと、原則すべてが規制対象となるため、現在のような指定品目ごとの仕様規定のままでは、新製品や複合品などへの対応が困難である。このため、品目ごとの仕様規定となっている技術基準からすべての電気用品を網羅できる性能規定化した技術基準とし、その下部規定として品目ごとの仕様規定を規定するなど、技術基準体系の階層化を行っていくことが合理的な解決策と考えられる。

性能規定化した体系においては、強制規格となるものは要求性能（機能）を規定する。他方、その具現化については、事業者が自ら技術基準への適合性を立証することで設計の自由度を与えることを基本とするが、技術基準適合確認を効率的に実施するためには、仕様規定の存在は不可欠である。このため、要求性能を満足することを証明された仕様規定を整備する必要がある。

3. 品目大括り化及び法令手続き合理化

現行の電気用品安全法施行規則別表第一（電気用品の区分）を基本として、電気用品安全法施

行令別表第一（特定電気用品）及び同別表第二（特定電気用品以外の電気用品）を整理した。その結果を踏まえ、電気用品の区分の整理統合化について検討した結果の一例を示した。

電気用品の区分の大括り化、型式の区分の大括り化、適正化を実現することにより、電気用品安全法第3条第2項で規定されている「経済産業省で定める電気用品の型式区分」の届出に係る業務も合理化・簡素化されるものと期待される。

4. 今後の課題

平成21年5月26日産業構造審議会製品安全小委員会において示された、技術基準の一本化に関する検討、対象品目等の整理合理化に対する検討について、現状と課題を明確にして、その解決の方向性について検討を行った。また、具体的な手順についても検討を行った。

今後は基本計画に従い、技術基準の性能規定化、品目の大括り化及び法令手続きの合理化を基本として、検討し、具体化していくことが求められる。このため、検討会・幹事会は、本基本計画の着実な実行を期するため継続的に開催し、進捗状況を確認していくとともに、検討課題や検討体制の不断の見直しを行っていくことが必要である。

技術基準の性能規定化に伴い、性能規定に従った仕様規定となる規格・基準を民間が策定する必要性が増大すると考えられる。こうした規格・基準の策定作業は容易ではないため、効率のよい規格・基準策定体制を構築することが必要である。また、民間による規格・基準が作成されても、それを仕様規定として国が是認するためには一定のルールに従う必要があり、そのようなルール作りを含めた是認スキームの構築も必要である。

現在、規制当局は、定期的実施する試買検査の結果や事故原因の分析結果に基づき、違反対応等の業指導・処分を行っている。今後、規制対象となる電気用品の範囲が拡大した場合でも、的確に事業者が技術基準の遵守を適切に行っているか確認する必要がある。そのため規制当局は、事業者が技術基準を適切に理解し、順守できるよう技術基準の周知活動を行うとともに、製品流通後規制としての試買検査を一層充実させることなど所要の処置を講じていく必要がある。

また、電気用品安全法が目的としている「電気用品による危険及び危害の発生の防止」を踏まえると、型式の区分の大括り化を行っていくに当たっては、リスク情報の活用や、消費者に及ぼすリスク、ハザード要素等を主体に、さらに将来の電機・電子機器技術の発展や応用性なども加味していくことが必要である。

5. (社)日本ホームヘルス機器協会としての対応

- (1) ホームヘルス機器は、ネガティブリスト化により新たに電気用品安全法の規制対象となること、また、電気用品の区分の大括り化、型式区分の大括りによる区分の変更等も考えられるので、ホームページ並びに機関誌等で認識する。
- (2) 当協会は、電気用品の技術基準の性能規定化のため、JIS・認証基準委員会の下に電気用品技術基準見直し対応分科会（仮称）を設置し、品目毎に委員を選任して技術基準体系の階層化のための作業を行う。